

【限度額適用認定証のご案内】

高額な診療を受ける皆さまへ

医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。また、「**限度額適用認定証**」等を提示することで、入院・外来診療等において窓口での支払が自己負担限度額までにとどめることができます。

さらに自己負担の軽減を図るため、公立学校共済組合独自の給付（附加給付）があり、自己負担限度額のうち、基準額を超えた分が「附加給付」として支給されます。



Q 「限度額適用認定証」の申請にはどのような手続が必要ですか？

A 窓口での支払を自己負担限度額までにとどめるためには、あらかじめ共済組合から「**限度額適用認定証**」の交付を受け、窓口で提示する必要があります。
「限度額適用認定申請書」に必要事項をご記入の上、公印を押印したものを所属を通して提出してください。詳しくは所属の共済事務担当者にお尋ねください。任意継続組合員の方は、資格係にお問い合わせください。



Q 「限度額適用認定証」がないと、もらえる給付金が少なくなるのですか？

A **最終的に組合員の方に給付される金額は変わりません。**
「限度額適用認定証」があると、窓口での一時的な負担額が軽減されます。



Q 「高額療養費」及び「附加給付」を受給するためには申請が必要ですか？

A **必要ありません。**
病院から当組合に送られてくる「診療報酬明細書」を基に計算し、高額療養費の支給対象となった方には自動的に口座に振り込まれます。

例 1か月当たりの医療費が100万円になった場合



※平成27年1月に適用区分が細分化される予定のため、現在交付している「限度額適用認定証」の有効期限は平成26年12月31日までとなっています。

問合せ先

限度額適用認定証の申請方法について
給付貸付課資格係

03-5320-6826

高額療養費について
給付貸付課短期給付係

03-5320-6827